

令和3年箕輪町告示第196号

箕輪町原油価格高騰緊急対策施設園芸経営支援事業補助金交付要綱を次のように定め、公布の日から施行する。この要綱は、令和4年4月1日限りその効力を失う。

令和3年12月14日

箕輪町長 白鳥 政徳



箕輪町原油価格高騰緊急対策施設園芸経営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰により経営を大きく圧迫されている施設園芸農家（以下「農家」という。）に対し、緊急対策として燃油代の一部を助成し、農家の負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、農業経営者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に本店を有する法人
- (2) 町内において加温設備を有するハウス等（以下「施設」という。）で燃油を使用して農産物の栽培を行っている者
- (3) 同一世帯員も含め町税に滞納がない者。ただし、法人にあつては、当該法人として町税に滞納がない者

(補助金額)

第3条 補助金額は、燃油の使用量に対し1リットル当たり10円とする。

(補助期間)

第4条 前条の補助を行う期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助金交付申請)

第5条 第3条の補助を受けようとする者は、箕輪町原油価格高騰緊急対策施設園芸経営支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 交付申請書には、施設の設置を確認できる写真及び施設の位置を確認できる書類等を添付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金交付申請者は、補助対象期間中の燃油の支払が終了したとき又は使用

量が判明したときは、箕輪町原油価格高騰緊急対策施設園芸経営支援事業実績報告書（様式第2号。以下「実績報告書」という。）により町長に報告するものとする。

2 実績報告書には、燃油の支払又は使用量を証明する書類を添付するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 補助金の支払を受けようとするときは、箕輪町原油価格高騰緊急対策施設園芸経営支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。



（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）

（印）